

# 特別教育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

## 粉じん作業の業務の特別教育 ●講習期間／1日間 (9:00~15:00)

粉じんによる疾病の代表的なものであるじん肺は、粉じんを吸入したことにより肺に線維性の変化が起きる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療方法はありません。事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、労働者に対して特別の教育を行わなければなりません。

### 講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和3年8月10日(火)	70名
受付日	令和3年7月12日(月)~7月16日(金)	

### 申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。  
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

### 受講対象者

満18歳以上

### 修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

### 受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 8,580円  
 ・一般 ⇨ 9,680円

#### 内訳

・受講料 会員 ⇨ 7,700円  
 一般 ⇨ 8,800円  
 ・テキスト代 ⇨ 880円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

### 講習科目

- 学科
- (1)粉じん作業に係る疾病及び健康管理(1時間)
  - (2)粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法(1時間)
  - (3)作業場の管理(1時間)
  - (4)呼吸用保護具の使用(30分)
  - (5)関係法令(1時間)



粉じんが原因で発症する「じん肺」という病気は、現代の医学では治すことができず、粉じんを吸い続けると進行していきます。労働者の健康のために、作業環境の整備や特別教育を実施して下さい。中災防発行「粉じんによる疾病の防止」より